

吹田市第5次総合計画等策定支援業務仕様書

1 委託業務名

吹田市第5次総合計画等策定支援業務

2 趣旨

令和10年度（2028年度）をもって「吹田市第4次総合計画」の計画期間が終了することから、吹田市自治基本条例に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針として「吹田市第5次総合計画」を策定します。

併せて、令和10年度（2028年度）をもって「吹田市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が終了することから、「吹田市第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「吹田市第3期総合戦略」という。）の策定を行います。

これらの業務を一体的に実施することで、重複する基礎調査や人口推計の整理及び取組内容の成果の検証等を効果的・効率的に行うとともに、策定後における一体的な進行管理を見据えるなど、各計画等の整合性を図ります。

3 業務内容

（1）以下の2業務を実施すること。内容は、各業務仕様書（別紙）を参照すること。

ア 吹田市第5次総合計画策定支援業務（別紙1）

（ア）基本構想及び基本計画策定支援

（イ）総合計画の各施策・事業の進行管理の手法の構築支援

（ウ）市民参画の手法検討及び実施支援

（エ）各種会議の運営支援

（オ）計画書、概要版等原稿、PR動画の作成

イ 吹田市第3期総合戦略策定支援業務（別紙2）

（ア）人口ビジョンの作成支援

（イ）第3期総合戦略の策定支援

（ウ）各種会議の運営支援

（2）全ての業務に共通し、下記業務を実施すること。

ア 策定過程における情報公開の支援

計画等の策定過程について、本市ホームページ等の媒体を通じて広く情報公開を実施するため、その作成に関する支援を行うこと。

イ パブリックコメントの実施支援

令和10年度（2028年度）にパブリックコメントを実施するに当たり、意見が書きやすく整理しやすいフォーマットの提案を含め、広報活動、必要な資料の作成と市民意見等の整理

ウ 製本印刷（別紙3）

4 業務委託期間

契約締結の日から令和11年（2029年）3月31日まで

5 提出書類

（1）受注者は本業務開始に当たって次の書類を速やかに発注者に提出し、承認を得るものとする。

ア 業務実施計画書

イ 業務体制報告書

ウ 業務着手届

エ 業務責任者届兼経歴書

- オ 業務工程表
- カ 貸与データ及び資料に関する誓約書
- キ その他発注者が指示するもの

- (2) 年度報告として、令和9年(2027年)3月に令和8年度(2026年度)に実施した支援業務内容を記した業務報告書を、令和10年(2028年)3月に令和9年度(2027年度)に実施した支援業務内容を記した業務報告書を提出すること。また、業務完了時には業務完了届を提出すること。
- (3) その他、必要に応じて発注者が指示するものについて提出すること。

6 注意事項

- (1) 受注者は、本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、発注者と打合せを綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、打合せ記録簿を作成し、提出すること。
- (2) 本業務の履行に当たっては、業務に精通した経験者を業務責任者とする。業務責任者は、業務の全般にわたり管理を行い、業務に支障のないようにすること。
- (3) 受注者は、個人情報保護に関する法律等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とすること。
- (4) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を発注者の許可なく、第三者に委託してはならない。
- (5) 受注者は、本業務に必要な資料を発注者より借り受け、適正に管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、業務完了後速やかに全て返却すること。
- (6) 本業務で履行した成果品等の著作権法第21条から28条までに規定する権利は、全て発注者に帰属し、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。また、本業務の履行に当たり生じたもの、印刷物のデジタル情報、写真等については、発注者に譲渡することとし、その引き渡しの請求をしたときは、発注者の指定する方法に従い、指定された期日までにこれらを引き渡すこと。なお、発注者に提供された写真、イラスト、グラフ等については、以後、発注者が使用するに当たり支障のないものとする。
- (7) 受注者は、本業務中に生じた受注者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受注者が一切を処理すること。また、業務完了後、受注者に責に帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受注者は速やかに発注者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とすること。

7 その他

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに発注者と受注者は協議の上、受注者は発注者の指示に従い、業務を遂行しなければならない。